規則

○国家公安委員会規則第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項第一号及び第二号の規定に基づき、指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準） **第六条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　次に掲げる設備を有すること。 イ　［略］ ロ　取消処分者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等（準中型自動車及び普通自動車にあっては、運転適性指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）、府令第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレーター及び府令第三十八条第二項第三号の運転適性検査器材 ハ　［略］ ［三～五　略］ （運転習熟指導員） **第七条**　法第百八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 一　［略］ 二　次の区分に応じ、それぞれ次に定める運転免許を現に受けている者であること。 イ　準中型自動車に係る運転習熟指導（法第百八条の四第一項第二号の運転習熟指導をいう。以下同じ。）に従事する場合　準中型自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。） ロ　普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合　普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。） ハ　［略］ ニ　［略］ 三　［略］ 四　次の区分に応じ、それぞれ次に定める自動車の運転に関する技能及び知識の教習に法第九十九条の三第一項の規定により選任された教習指導員として従事した経験の期間が三年以上の者であること。 イ　準中型自動車に係る運転習熟指導に従事する場合　大型自動車、中型自動車又は準中型自動車 ロ　普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車 ハ　［略］ ニ　［略］ 五　［略］	（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準） **第六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　取消処分者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等（普通自動車にあっては、運転適性指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）、府令第三十三条第四項第一号ホの運転シミュレーター及び府令第三十八条第二項第三号の運転適性検査器材 ハ　［同上］ ［三～五　同上］ （運転習熟指導員） **第七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［号の細分を加える。］ イ　普通自動車に係る運転習熟指導（法第百八条の四第一項第二号の運転習熟指導をいう。以下同じ。）に従事する場合　普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。） ロ　［同上］ ハ　［同上］ 三　［同上］ 四　［同上］ ［号の細分を加える。］ イ　普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合　大型自動車、中型自動車又は普通自動車 ロ　［同上］ ハ　［同上］ 五　［同上］